

# 平成23年度 事業計画

## 北陸不動産公正取引協議会

ニュージーランド地震により、富山外国語専門学校の生徒が多数被害にあうという痛ましい災害が起きたばかりの矢先、東日本大震災が発生して東北地方の特に福島・宮城・岩手では未曾有の大津波により多数の尊い命が奪われるとともに目を覆いたくなるほどの壊滅的な被害に加え、福島原子力発電所の放射能漏れ事故により多数の住民が避難を強いられ、又農産物・家畜への放射能汚染が拡大し続けている等、先の見えない状況下に心が痛む思いであり、一日も早い復興を願うものである。

本協議会は、平成21年に消費者庁が所管することとなり、全国9地区協議会統一規約に基づく、違反広告主への対応が厳しく求められていることから、当協議会においては、研修活動等の充実や規約の遵守が図られるように努めるとともに、協議会事業をより活性化し、不動産の公正取引を進展させるように努める。

以下、平成23年度の実業計画に基づき、次のとおり実施する。

### 1. 運営体制の充実

持ち回り体制での事業運営を行い、更なる効果的・効率的運営のための体制充実に努める。

### 2. 諸会議への参加

連合会幹事会・総会等に参加し、規約運用の諸問題等について情報交換を行う。

### 3. 規約指導員養成講習、規約研修会の開催

規約指導員養成講習を開催して指導員を養成し、各構成団体における研修会において相互に講師を務める。

### 4. 広告調査と違反再発防止

広告調査を実施するとともに、違反再発防止の指導を行う。

### 5. 広告事前相談の実施

広告表示・景品企画の事前相談を受け、規約違反を未然に防止し適正な規約運営に努める。

### 6. 公取協活動状況の周知

一般消費者に対し、当協議会組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会」のホームページ等を通じて周知する。

### 7. 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁、他不動産公正取引協議会等との連携を図り規約の統一的解釈、運用に努める。